

知っておいてほしい、 日常でのさまざまなこと



障害のある人に対応した施設・設備であることやルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることをわかりやすく伝えるため、色々なシンボルマークや表示があります。

障害の中には、聴覚障害や身体内部の障害など、外見からは分からないものもあり、障害のある人が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられたりすることもあります。

これらのマークを見かけたときは、必要としている人へ、適切な配慮をお願いします。

障害のある人のための国際シンボルマーク
障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。

身体障害者標識(身体障害者マーク)
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

盲人のための国際シンボルマーク
視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられているマーク。

耳マーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。

ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を表すマーク。

オストメイトマーク
人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク。

ハート・プラスマーク
身体内部に障害がある人を表すマーク。

障害者雇用支援マーク
障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク。

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク
白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。

ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。

障害福祉に関する相談を受け付けています

尾道市障害者サポートセンター 「はな・はな」

障害種別・年齢を問わず、障害のある人やその家族、関係者からの相談を受け付けています。

相談員が話を伺い、障害福祉サービスの案内や福祉的就労を希望する人には就労系事業所を紹介したりするほか、さまざまな情報提供、専門機関の紹介などを行います。

問い合わせ先

■尾道市障害者サポートセンター はな・はな
場 門田町22-5(総合福祉センター内)
☎0848-29-5002・FAX0848-29-5003
✉hana-hana@mx32.tiki.ne.jp



どこに相談していいかわからない、という人は、まずは「はな・はな」にご相談ください。
受付時間：月～金曜
9:00～17:30

■はな・はな 因島・瀬戸田センター
場 因島田熊町5132
☎0845-24-3632・FAX0845-24-3631
✉hana-inse@wakaba-innoshima.com

くらしの窓

市からのお知らせ

「チーム尾道がんばろう応援商品券」登録店舗の皆さんへ

商品券の換金期限は2月19日(金)です。期限を過ぎると換金できませんので、登録店舗の皆さんはお忘れのないよう指定金融機関で換金してください。

場 おのみち地域振興商品券使用店舗 専用ダイヤル(☎084-926-0149 /平日10:00～17:00)

市県民税/国民健康保険料/介護保険料の申告相談

申告相談期間
2月8日(月)～3月15日(月)
※土・日・祝日を除く。
会場など詳しくは、広報おのみち1月号8～9頁をご覧ください。

場 市民税課(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

金曜は午後7時まで市民課関係窓口を時間延長します

場 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

場 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

場 市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

場 収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード



場 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

場 2月28日(日)、3月14日(日) 8:30～12:00

場 本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の5日前までにご連絡ください。

特 マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)

・本人確認書類(交付案内参照)

・通知カード(回収します)

・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

場 市民課(☎0848-38-9166)

税務署でマイナンバーカードの申請ができます

場 尾道税務署(古浜町27-18)

期間 2月16日(火)～3月15日(月) 9:00～12:00(土・日・祝日は除く)

場 市内に住民票があり、次のすべてに当てはまる人

・マイナンバーカードを持っていない

・申請時に本人が来ることができる

・申請後2カ月以内に転出する予定がない

特 個人番号カード交付申請書、本人確認書類(運転免許証・保険証など)

場 市民課(☎0848-38-9166)

まだ間に合います! マイナポイント

「マイナポイント」の申込み、決済サービスの利用(チャージ、お買い物)の期間が、9月末まで延長になりました。「マイナポイント」は、キャッシュレス決済サービスに利用でき、チャージか買い物をする、25%のマイナポイントがもらえます。(最大5,000円分)

申込みはスマートフォンやパソコンでご自身でも設定できますが、希望する人には、市役所・各支所の窓口で設定の支援をしています。

場 3月末までにマイナンバーカードの交付申請をした人

場 市民課、各支所窓口(浦崎、百島は除く)

特 マイナンバーカード(要パスワード)、申込みキャッシュレスサービスの決済サービスID、セキュリティコード(決済事業者から取得)

場 【マイナポイントについて】

情報システム課(☎0848-38-9308)

【マイナンバーカード交付申請について】

市民課(☎0848-38-9166)

【マイナポイント制度全般】

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

※音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。

場 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mykey-get/>